

古田耕暉氏 博士学位申請論文審査報告書

学位申請者 古田耕暉（本学大学院国際文化研究科博士後期課程3年）

論文テーマ： 外国人労働者におけるメンタルヘルスと支援活動の実態と効能
—三つの社会（社会的アイデンティティ、社会的統合、社会的繋がり）—

1. 博士学位申請論文審査の経緯

2024年10月10日（木）、古田耕暉氏（以下、古田氏）から標記テーマに関する博士学位申請論文が提出されたのを受け、国際文化研究科において博士学位申請論文事前審査委員会（主査：片山隆裕、副査：宮崎克則、副査：伊東未来）を設置が承認された（2025年10月21日（月））。事前審査委員会は、10月30日（水）に第1回審査委員会を開催し、審査の方法および手順についての協議を実施した。その前後、各審査委員（3名）が当該論文を熟読し、それぞれ当該論文に対するコメントおよびアドバイスを持ち寄って、11月22日（金）に第2回審査委員会を開催した。その結果を受けて指導教員（片山隆裕）は、同日、古田氏にリライトに関する指示とアドバイスを実施。古田氏は、その指示とアドバイスに従って、当該論文の加筆修正を行い、12月5日（木）に本審査用の論文を提出した。

古田氏による本審査用の論文提出を受け、2025年1月9日（木）に国際文化研究科委員会において本審査委員会（主査：片山隆裕、副査：宮崎克則、副査：伊東未来）の設置が承認され、各審査委員（3名）が加筆修正された当該論文を読み、審査を行った。その後、2025年1月28日（火）の15時～16時35分、古田氏の博士学位申請論文の最終口述試問（公聴会）を実施した。その後、本審査委員会を開催し、審査委員会として古田氏による当該論文が博士の学位を得るに十分な内容であり、高いレベルに達していることを確認した。

2. 博士学位申請論文の概要と評価

本論文は、日本において年々増加傾向にある外国人労働者のメンタルヘルスを対象としている。日本社会において進行する少子高齢化による労働人口不足を補うために、日本政府の舵取りによって施行された政策および制度の下で来日する外国人労働者の数は、年々増加の傾向にある。こうした外国人労働者の増加傾向の中で、問題視されているのは外国人労働者のメンタルヘルス事情であるが、特に注視されているのは、外国人労働者のメンタルヘルスを支える団体や組織の支援や交流を目的とした活動の必要性である。こうした現状を踏まえた上で、本論文は福岡県全域における外国人労働者を対象とした、NPO、NGO 団体と地域団体の支援活動の実態とその効能に焦点を当て、外国人労働者がメンタルヘルスを維持していく上で必要であり、かつ、外国人労働者が日本の生活に慣れるために必要な工夫を3つの側面、①社会的繋がり、②社会的統合、③社会的アイデンティティ、が必要であると

いう視点から論を展開している。

本論文は、1. 外国人労働者の基本事項、2. メンタルヘルスと鬱病、3. NPO、NGO 団体と地域団体の活動を包含する社会的処方という3つの事項をもとに構成されている。

古田氏は、第1章で、まず日本に滞在する外国人労働者に関わる基本事項を論じている。外国人労働者に関連する基本事項とは、大別すると、①外国人労働者の受け入れに関する歴史的背景、②福岡県における外国人労働者の現状と展望、③外国人労働者の受け入れ制度の仕組みと制度に見られる課題と改善策、である。まず、外国人労働者の受け入れに関する歴史的背景については、日本が外国人労働者を受け入れる政策を推し進めるようになった理由について、戦後日本の社会と経済の動向を基に吟味し考察することから始め、そこで日本政府や行政がその政策を遂行する背後で議論して来た内容や、行政の対応の変化について述べるとともに、外国人労働者の受け入れを推進するために制定された諸制度について時系列に沿って論述している。福岡県に於ける外国人労働者の現状と展望については、厚生労働省及び福岡県労働局が発行した資料(外国人雇用状況報告書)をもとに、福岡県に滞在歴のある外国人労働者の統計を国別、在留資格別、産業別、地域別に分類・検証し、その推移を図と表に表記している。また、福岡県の外国人労働者の現状を厚生労働省と福岡県労働局が発行した資料をもとに吟味し、その後、福岡県に滞在している外国人労働者に対して支援事業を実施している団体の有無や、支援事業の現状(内容)を把握するための手段として、現在外国人労働者を対象に実施している行政側の支援事業の内容について福岡市、福岡県庁、福岡労働局が発行した一次資料をもとに詳述している。外国人労働者の受け入れ制度および課題と改善策については、日本政府が制定した外国人労働者に関する諸制度の仕組みや内容について解説し、諸制度に見られる課題を模索しながら、その課題を克服する手段や改善策について制度別(在留資格別)に考察している。

古田氏は、第2章では外国人労働者とメンタルヘルスとの関係性を見極めるために、メンタルヘルスに関連する4つの事項を取り上げて論じている。1つめはメンタルヘルスの定義の確立である。メンタルヘルスという用語は昨今よく耳にする言葉であるが、日本に於いて、その言葉の意味や定義は議論されておらず、この言葉には抽象的で曖昧な意味も含まれている。そのために、まず日本と海外に於けるメンタルヘルスの認識とその理解を比較、分析し、相違点を洗い出した。その分析後に共通する3つの要素、①心理的回復、②持続的幸福度(well-being)、③マインドフルネス(mindfulness)を模索することが可能となった。そして、これらの3つの要素についてひとつひとつを丁寧に考察し、メンタルヘルスの独自の概念と定義を確立した。第2に、メンタルヘルスに関連する鬱病を含む精神疾患についての認識と理解に関連する変遷を、日本と欧米に絞り、深く掘り下げて詳述した。その結果、日本と欧米の鬱病を含む精神疾患に関する認識は、最終的にはストレスと抗鬱薬及び精神疾患の診断基準であるDSM(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorder 精神疾患の診断・統計マニュアル)とICD(International Statistical Classification of

Diseases and Related Health Problems 疾病及び関連保健問題の国際統計分類)の開発に沿って、西洋に傾倒して成立するに至ったことを明らかにしている。また、鬱病を誘発する要因であるストレスが人体に及ぼす影響と、鬱病を誘発するその仕組みについて、生理学と医学的側面、更には心理学的側面からも詳述している。鬱病の認識や仕組みを日本に滞在している外国人労働者に当てはめて、鬱病を誘発する過程を3つの在留資格(①技能実習生、②技人国、③EPA 介護福祉士候補者制度)の下に就労している外国人労働者に焦点を当てて吟味し、彼らが鬱病を発症する一連の流れを記した。この一連の流れは、個人、職業性、組織性ストレスや、受入国の選択の要因である経済や貧困等を由来とするストレスの二重化、三重化に起因するもので、この二重化、三重化によって、外国人労働者は日本での生活に適應することが困難となってしまう。それによって、彼らは来日したことに正当性を見出せなくなり、不安や後悔は膨らみ、その結果鬱病を発症することが判明していると述べる。

第3章で、古田氏は、NPO、NGO 団体と地域団体を包括した社会的処方について詳述している。初めに、社会的処方の起源や概念、および仕組み等の基本的事項を述べ、その後、アジア諸国(中国、韓国、台湾、マレーシア、シンガポール、インド)でこれまで行われて来た社会的処方に類似する活動を取り上げて、その詳細を記した。その後、社会的処方の基本的事項をメンタルヘルスの側面から考察し、社会的処方に期待できる効能と可能性をメンタルヘルスの観点に沿って吟味し、社会的処方がメンタルヘルスに及ぼす影響について検証している。その影響を確認する手段としては、リンクワーカーと患者(利用者)の視点、および、社会的処方を長きにわたって実施してきたイギリスや英語文化圏内で行われて来た質的調査や量的調査を参考に用いた。社会的処方の仕組みや概念、更にメンタルヘルスに期待できる効能についての論述は、福岡県に在住する外国人労働者に施される社会的処方の構図と可能性について詳述した。

社会的処方は、イギリスから日本に流入した比較的新しい概念である。この社会的処方を福岡県に在住する外国人労働者に適用して考察するために、4つの項目を挙げている。①社会的処方が日本で注目されつつある背景、②イギリス発祥の社会的処方の概念や仕組みの導入によって形成される、日本独自の社会的処方の構造と仕組み、③日本に於いて社会的処方を実施する上で予測される課題と改善策、④これまで日本で行われてきた社会的処方の活動と支援事業、である。この4つの項目をもとに日本における社会的処方の位置づけを把握し、社会的処方の概念を福岡県に在住する外国人労働者に適用し、彼らにとって理想とする社会的処方の仕組みと妥当性について考察した。福岡県在住の外国人労働者に施される社会的処方の理想を、医療機関を起点とする日本式社会的処方において実現することは、外国人労働者にとってはハードルの高い処方であることは既に明らかにされているが、それゆえ、その解決策として複数の窓口を一括化するワンストップ・サービスこそが、日本に在住する外国人労働者が必要とする支援や活動へと導く、特化した社会的処方であることを明記した。

古田氏は、第4章では、外国人労働者を対象とした支援事業を実施している、NPO、NGO 団体と地域団体の支援事業の実態と効能について、それぞれの団体の職員の声と支援を受けたり、団体の活動に参加したりした経験のある外国人労働者の声をもとに検証した。この目的を達成するために、聞き取り調査及びイベント参加による調査を3つの対象者(①職員、②外国人労働者、③筆者)、及び5つの NPO、NGO 団体と地域団体(①アジア女性センター、②トゥマンハティふくおか、③移住労働者と共に生きるネットワーク・九州、④福岡よかトピア国際交流財団、⑤北九州国際交流協会)において実施し、その調査の結果をまとめて記した。

第5章は、4章で記した聞き取り調査の回答をナラティブ分析(個人が自分の経験や周囲の世界をどう解釈しているかを、研究者が理解するための質的研究の分析アプローチ)やIPA(解釈的現象学的分析)を用いて分析し、その結果を示している。ナラティブ分析では、外国人労働者がNPO、NGO 団体の活動から支援を受けたことによって変化したメンタルヘルスと、NPO、NGO 団体と地域団体の職員がそのような支援と活動を実施したことによって、彼らに見られた外国人労働者への対応の変化に焦点を当てて分析した。その分析結果から15項目に及ぶテーマを見出すことができた。一方、IPAを用いた分析は、NPO、NGO 団体と地域団体の支援事業や活動の効能ならびに適正に焦点を当てて実施した。つまり、各団体の支援事業や活動がメンタルヘルスの質を左右する要素、即ち3つの社会(①社会的繋がり、②社会的アイデンティティ、③社会的統合)を強化し、結果的には外国人労働者のメンタルヘルスをも良好にして外国人労働者を支えることが出来るか否かの分析である。これ以外にも、NPO、NGO 団体と地域団体の職員が抱く展望と今後の課題について、またメンタルヘルスを維持するために外国人労働者が自ら工夫して来たこと等を取り上げて、それをIPA手法によって分析した。これらの分析の結果、NPO、NGO 団体と地域団体の職員が抱く効能性と妥当性、展望と今後の課題に関連する4つのテーマを見出すことが可能となった。また、IPA手法により分析した外国人労働者のメンタルヘルスの維持の工夫については、1つのテーマを見出すことが出来た。

少子高齢化が進行する日本において、労働人口不足は深刻である。この労働人口の減少は、今や日本の産業界に於いては既に大きな問題となっており、その解決策として日本政府は外国人労働者を受け入れるために政策や制度を整備し、人手不足による様々な影響下にある日本の産業界を外国からの労働力、つまり外国人労働者の受け入れによって、労働人口の減少という問題を払拭するように対策を講じて来た。しかしながら、日本で働く外国人労働者たちには、言語はもとより、様々な文化的障壁や社会習慣上の問題が立ちはだかっている。このことによって、メンタルヘルスの問題に直面する外国人労働者も多く、その問題をひとつひとつ現実的に解決していくことは容易なことではない。

古田氏は、卒業論文で日本植民地期に台湾で起きた霧社事件を取り上げ、「霧社事件の真相-沈黙が開く虹の向こうのあけぼの」(2017年)によって本学国際文化学部の卒業論文

表彰制度で最優秀賞を獲得した。また、修士論文ではカナダに住むイヌイットを対象として、「ヌナブト準州におけるイヌイットの教育とアイデンティティの変遷—寄宿学校の体験から生み出されたアイデンティティの確立」（2020年）という優れた修士論文を提出した。今回の博士学位申請論文のテーマである「外国人労働者のメンタルヘルス」は、これまで古田氏が続けてきた「社会的弱者やマイノリティへのまなざし」についての一連の研究のひとつの帰結である。本論文は、古田氏がリサーチ・クエスションの解明に向けて、誠実かつ精力的に研究したことがうかがえる、総字数約85万字に及ぶ力作である。数多くの文献および先行研究を丁寧に渉猟した上で、外国人労働者と関わりをもっているNPO、NGOにおけるフィールドワークを実施するなど、オリジナルな実証的データの積み重ねもあり、日本に暮らす外国人労働者が増加する中、そして、外国人労働者と関わりをもっていかなければならない私たち日本人にとっても、大きな意義のある論文だといえる。強いて言うならば、インタビュー調査に偏るフィールドワークに、NPO、NGOにおける日常的な活動への参与、外国人労働者が数多く居住する吉塚・箱崎地区等の外国人労働者コミュニティへの関わり、福岡県内の祭りやイベントに参加する外国人労働者たちへのアプローチ、などの方法を加え、さらなる「内側からの視点」による資料収集や「厚い解釈」を加えて欲しかったという課題は残る。また、外国人労働者への支援というポジティブな側面だけでなく、外国人労働者へのネガティブな反応などに対する分析も必要となるであろう。ただ、これらの点については古田氏も今後の課題として十分に認識しており、今後のさらなる研究の発展を見通すことができる。

以上の点から、本審査委員会は、古田耕暉氏が提出した博士学位申請論文は、「博士（国際文化）」の学位を授与するのに十分なレベルに達していることを認めるものである。

2025年2月13日

古田耕暉氏博士学位申請論文本審査委員会

主 査 片山 隆裕



副 査 宮崎 克則



副 査 伊東 未来

